



JWWA-GLP 033
水道GLP認定

浄水水質検査結果書

A1910-3140 令和1年10月22日

採水年月日	令和1年10月9日		
採水地点	尾張西部浄水場浄水(稲沢市祖父江町祖父江柳原86番地)		
採水者	玉置浩人 (所属) 水質試験所		
水温	21.0 °C	塩化物イオン	7.0 mg/l
一般細菌	0 個/ml	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	20.7 mg/l
大腸菌	(-)	蒸発残留物	59 mg/l
カドミウム及びその化合物	< 0.0003 mg/l	陰イオン界面活性剤	< 0.02 mg/l
水銀及びその化合物	< 0.00005 mg/l	ジエオスミン(別名)	0.000002 mg/l
セレン及びその化合物	< 0.001 mg/l	2-メチルインボルネオール(別名)	< 0.000001 mg/l
鉛及びその化合物	< 0.001 mg/l	非イオン界面活性剤	< 0.005 mg/l
ヒ素及びその化合物	< 0.001 mg/l	フェノール類	< 0.0005 mg/l
六価クロム化合物	< 0.005 mg/l	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.8 mg/l
亜硝酸態窒素	< 0.004 mg/l	pH値	7.4
シアン化物イオン及び塩化シアン	< 0.001 mg/l	味	異常なし
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.35 mg/l	臭気	異常なし
フッ素及びその化合物	0.11 mg/l	色度	< 0.5 度
ホウ素及びその化合物	< 0.1 mg/l	濁度	< 0.1 度
四塩化炭素	< 0.0002 mg/l		
1,4-ジオキサン	< 0.005 mg/l	アンチモン及びその化合物	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.001 mg/l	ウラン及びその化合物	
ジクロロメタン	< 0.001 mg/l	ニッケル及びその化合物	
テトラクロロエチレン	< 0.001 mg/l	1,2-ジクロロエタン	
トリクロロエチレン	< 0.001 mg/l	トルエン	
ベンゼン	< 0.001 mg/l	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	
塩素酸	0.15 mg/l	ジクロロアセトニトリル	
クロロ酢酸	< 0.002 mg/l	抱水クロラール	
クロホルム	0.008 mg/l	農薬類	
ジクロロ酢酸	0.005 mg/l	残留塩素	0.7 mg/l
ジブロモクロロメタン	0.001 mg/l	遊離炭酸	
臭素酸	< 0.001 mg/l	1,1,1-トリクロロエタン	
総トリハロメタン	0.013 mg/l	メチル-t-ブチルエーテル	
トリクロロ酢酸	0.005 mg/l	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	
プロモジクロロメタン	0.004 mg/l	腐食性(ランゲリア指数)	
プロモホルム	< 0.001 mg/l	従属栄養細菌	0 個/ml
ホルムアルデヒド	< 0.008 mg/l	1,1-ジクロロエチレン	
亜鉛及びその化合物	< 0.01 mg/l		
アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/l		
鉄及びその化合物	< 0.01 mg/l		
銅及びその化合物	< 0.01 mg/l		
ナトリウム及びその化合物	8.4 mg/l		
マンガン及びその化合物	< 0.001 mg/l		
判定	水質基準に適合		
検査期日	令和1年10月9日～令和1年10月21日		
検査機関	愛知県水質試験所(愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48-265)		
検査責任者	水質試験所 所長代理 洞口直久		

水質基準項目について水道GLPの認定を受けており、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。



JWWA-GLP 033
水道GLP認定

浄水水質検査結果書

A1910-3200 令和1年10月22日

採水年月日	令和1年10月7日		
採水地点	蟹江供給点(海部郡蟹江町学戸一丁目225番地)		
採水者	小笠原元清 (所属) 尾張水道事務所		
水温	22.3 °C	塩化物イオン	6.2 mg/l
一般細菌	0 個/ml	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	
大腸菌	(-)	蒸発残留物	
カドミウム及びその化合物		陰イオン界面活性剤	
水銀及びその化合物		ジェオスミン(別名)	0.000002 mg/l
セレン及びその化合物		2-メチルインボルネオール(別名)	< 0.000001 mg/l
鉛及びその化合物		非イオン界面活性剤	
ヒ素及びその化合物		フェノール類	
六価クロム化合物		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7 mg/l
亜硝酸態窒素		pH値	7.5
シアン化物イオン及び塩化シアン		味	異常なし
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		臭気	異常なし
フッ素及びその化合物		色度	< 0.5 度
ホウ素及びその化合物		濁度	< 0.1 度
四塩化炭素			
1,4-ジオキサン		アンチモン及びその化合物	
ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		ウラン及びその化合物	
ジクロロメタン		ニッケル及びその化合物	
テトラクロロエチレン		1,2-ジクロロエタン	
トリクロロエチレン		トルエン	
ベンゼン		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	
塩素酸		ジクロロアセトニトリル	
クロロ酢酸		抱水クロラール	
クロロホルム		農薬類	
ジクロロ酢酸		残留塩素	0.5 mg/l
ジブromokロロメタン		遊離炭酸	
臭素酸		1,1,1-トリクロロエタン	
総トリハロメタン		メチル-t-ブチルエーテル	
トリクロロ酢酸		有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	
ブromokロロメタン		腐食性(ランゲリア指数)	
ブromホルム		従属栄養細菌	
ホルムアルデヒド		1,1-ジクロロエチレン	
亜鉛及びその化合物			
アルミニウム及びその化合物			
鉄及びその化合物	< 0.01 mg/l		
銅及びその化合物			
ナトリウム及びその化合物			
マンガン及びその化合物	< 0.001 mg/l		
判定	水質基準に適合		
検査期日	令和1年10月7日～ 令和1年10月21日		
検査機関	愛知県水質試験所(愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48-265) 愛知県尾張水道事務所(一宮市昭和3丁目3番28号)		
検査責任者	水質試験所 所長代理 洞口直久		

水質基準項目について水道GLPの認定を受けており、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。